

とみか

町議会だより

10

2012

No.147

平成24年10月25日発行



ぎふ清流国体のデモンストレーションとしてのスポーツ行事『グラウンド・ゴルフ』が
9月30日に半布ヶ丘公園グラウンドで開催されました

CONTENTS

第5回定例会	2
町政Q & A 一般質問 5人が登壇	7
各常任委員会視察研修報告	14
議会の動き・編集後記	16

平成二十四年第五回定例会

平成二十四年第五回定例会は、九月十九日に開会し、二十八日までの十日間を会期として開催しました。

を図つたものです。

人事案件

今期定例会は、専決処分の承認（一般会計補正予算）一件、人事案件二件、条例の一部改正案件二件、平成二十四年度富加町一般会計・特別会計補正予算等四件、平成二十三年度一般会計・特別会計等歳入歳出決算認定七件、その他報告案件二件が上程され、慎重審議の結果、原案のとおり可決決定されました。

▽富加町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

石原清子氏の任期満了により、教育委員会委員の後任として、越野美紀子氏の任命に同意しました。

任期は、平成二十四年十月一日から平成二十八年九月三十日までの四年間です。

越野美紀子さん



平成二十四年度一般会計補正予算（第三号）

二百九十二万円を増額し歳入歳出それぞれ二十五億五千六百四十七万円としたものです。今回の専決補正は、道の駅振興施設増築工事の早期完成

▽富加町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

任期満了に伴う教育委

員会委員に、山田孝幸氏が再任されました。任期は、平成二十四年十月一日から平成二十八年九月三十日までの四年間です。

山田孝幸さん



条例等の改正

▽富加町防災会議条例及び富加町災害対策本部条例の一部改正

この改正は、国の災害対策基本法の改正に伴い、所掌事務の条項及び委員定数を改めるための改正です。

（全員賛成・可決）

▽富加町情報公開条例の一部改正

この改正は、国及び岐阜県の公開請求権に合わせ、何人も公文書の公開を請求できるものとし、合わせて字句の整合性を図るために、改正するものです。

（全員賛成・可決）

補正予算

▽一般会計補正予算（第四号）

二千七十八万円を増額し歳入歳出それぞれ二十五億七千七百二十五万円とするものです。歳入の主なものとしては、地方交付税二千九十四万円、

県補助金二百四十五万円、繰越金七百二十四万円を増額し、臨時財政対策債一千三百八十万円を減額とするものです。

歳出の主なものとしては、定住自立圏構想事業負担金三百七十万円、障がい者福祉費の返還金二百十五万円、保育所発電機の修繕費百二十九万円、ポリオワクチン接種委託料百十二万円、新規就農

者確保事業補助金二百二十五万円、町道舗装工事費四百五十万円などを増額するものです。

（全員賛成・可決）

▽国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

九百十二万円を増額し、予算総額を五億六千九百二十七万円とするものです。

歳出の主なものとしては、一般被保険者高額療養費五百万円、療養給付費等負担金返還金三百七十九万円などを増額するものです。

（全員賛成・可決）

▽介護保険特別会計補正予算（第一号）

一千六百七十三万円を

増額し、予算総額を四億六千五百六十六万円とするものです。

歳出の主なもの、二十三年度の精算に伴う国・

県支出金の返還金等一千六百三十六万円、一般会計への繰入金三十七万円を増額するものです。

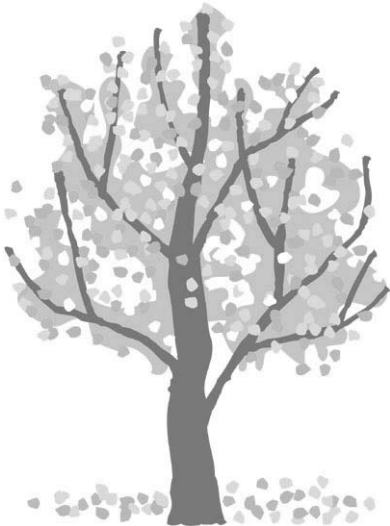
（全員賛成・可決）

▽水道事業会計補正予算（第一号）

八十二万円を増額し、予算総額を一億三千七百七十九万円とするものです。

歳出の主なもの、人事異動に伴う人件費等八十二万円を増額するものです。

（全員賛成・可決）



平成二十三年 富加町決算審査意見書

地方自治法第二百三十条第二項の規定により審査に付された、平成二十三年度富加町一般会計、特別会計決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿、証書類につき審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

一、審査の対象
 富加町一般会計歳入歳出決算書
 富加町特別会計歳入歳出決算書

二、審査の方法
 審査に当たっては、町長より提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書等について計数の正確性、財政運営の健全性及び予算執行の経済

町財政を分析すると、前述のとおり実質収支比率は14.4%（前年度11.6%）と、2.8ポイント増加したが、經常収支比率においては80.4%（前年度79.8%）と0.6ポイント微増した。これは、經常的な収支において、前年より經常経費が増加したことによるものである。また、公債費については、実質公債比率が12.1%（前年度13.0%）と0.9ポイント減少し、起債制限比率も6.1%（前年度6.5%）と0.4ポイント減少した。臨時財政対策債、地方交付税の減少が見込まれる中で、今後も更なる行政改革を推進し、地方債の新規発行を極力抑制し、健全な行財政運営に努められたい。（表1～表3参照）

決算意見書に関わる表

表-1 (％)

年 度	19	20	21	22	23
經常収支比率	81.3	83.0	85.2	79.8	80.4
実質公債費比率	—	13.5	13.3	13.0	12.1
起債制限比率	5.6	6.1	6.6	6.5	6.1
財政力指数	0.481	0.480	0.473	0.450	0.434

表-2

年 度	19	20	21	22	23
町税収納額（単位千円）	750,213	757,631	705,882	695,303	752,021
歳入に対する構成比	30.4	29.5	24.8	24.5	26.5

表-3

年 度	19	20	21	2	23
地方交付税額(単位千円)	805,899	864,511	876,430	958,379	973,143
対前年度比	1.4	7.3	1.4	9.4	1.5

平成23年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(単位：千円)

		歳入合計	歳出合計	差引額
一般会計		2,838,247	2,559,709	278,538
特別会計		1,451,981	1,351,340	100,641
内訳	国民健康保険特別会計	629,930	567,315	62,615
	後期高齢者医療特別会計	47,794	46,994	800
	介護保険特別会計	464,047	427,984	36,063
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	203,727	203,159	568
	農業集落排水事業特別会計	106,483	105,888	595
合計		4,290,228	3,911,049	379,179

平成23年度水道事業会計決算表

(単位：千円)

区分	収入	支出	損益収支
3条(収益的)	138,879	121,106	17,773
4条(資本的)	20,621	43,022	△ 22,401

※資本的収入が資本的支出に対して不足する額22,401千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんしました。

(歳入)

当年度の当初予算においては、自主財源の根幹である町税を六億四千四百一十一万円との見込みに對して、調定額七億八千八百八万円と大きく上ま

わった。また前年度と比較しても前年度調定額七億二千八百二十五万円より五千九百八十三万円(前年度比8・2%増)増加した。主な要因として、町税のいずれも前年度増

となつていの中で、特に町民税が大幅に増加しており、これは一部企業的好業績と、平成二十二年

度税制改革で決定した各種扶養控除の廃止などが大きく影響している。

町税の収入未済額は、現年課税分七百八十万円、滞納繰越分二千七百五十八万円、総額では三千五百三十八万円となり、前年度と比較して二百四十七万円増加、収納率も95・4%と0・1ポイント減となった。厳しい状況下と察するが、今後も未納額の減少のために、なお一層の努力を望むものである。

千五百十六万円、消防費二千九百一十一万円、教育費二千九百一十一万円の不用額となった。今後も厳しい財政事情の中、限られた経費で大きな効果が挙げられるよう積極的に各種事業を展開されたい。

(歳出)

一般会計の歳出は、総論でも述べたとおり二十三年度決算は、前年度比1・2%減少した。また、各課の主な事業の執行状況を確認したが、それぞれに経常的な事務事業が滞りなく執行され、計画に沿った良好な状況となつていた。

歳出予算現額に対する不用額は、全体で一億六千五百六十六万円となっている。これは、費用対効果を精査及び吟味した結果として、主に総務費三千八百十六万円、民生費二

千五百十六万円、消防費二千九百一十一万円、教育費二千九百一十一万円の不用額となった。今後も厳しい財政事情の中、限られた経費で大きな効果が挙げられるよう積極的に各種事業を展開されたい。

(一) 特別会計

(国民健康保険特別会計)

本会計の歳出決算規模は五億六千七百三十一万円(対前年度比7・0%増)で、六千二百六十一

万円の繰越をみた。財政調整基金においては四千八百七十七万円、対前年度百九十一万円増の残高となつており、引き続き国

保財政の健全な運営に向け努力されたい。

一方、国民健康保険税については、収納率が82・7%(前年度83・9%)と1・2ポイント低下し、滞納額も四万円の

不納欠損後の滞納繰越分二千九百九十九万円(前年度二千九百八十八万円)と、八十二万円増加している。また、現年未納額も五

百三十九万円(前年度三百七十二万円)といずれも増加し、未納額全体で二百四十八万円増加している。今後は本会計の主要な財源確保のために、更なる保険税の徴収に努められたい。

本会計の歳出決算規模は四億二千七百九十八万円(対前年度比1・1%減)と四百五十六万円減少した。介護サービスの

後期高齢者医療特別会計) 本会計の歳出決算規模は四億二千七百九十八万円(対前年度比1・1%減)と四百五十六万円減少した。介護サービスの

後期高齢者医療特別会計) 本会計の歳出決算規模は四億二千七百九十八万円(対前年度比1・1%減)と四百五十六万円減少した。介護サービスの

後期高齢者医療特別会計) 本会計の歳出決算規模は四億二千七百九十八万円(対前年度比1・1%減)と四百五十六万円減少した。介護サービスの

後期高齢者医療特別会計) 本会計の歳出決算規模は四億二千七百九十八万円(対前年度比1・1%減)と四百五十六万円減少した。介護サービスの

後期高齢者医療特別会計) 本会計の歳出決算規模は四億二千七百九十八万円(対前年度比1・1%減)と四百五十六万円減少した。介護サービスの

利用件数は、前年度より三百七十四件減少しているが、介護予防サービスにおいては、前年度より四十三件増加しており、健康管理意識が強まっていることが伺える。

また、被保険者数は前年度より三十八人増加し、また、要介護認定者数も十七人増加しているが、前述のことからも介護給付費は、対前年度比0・8ポイント減少している。

一方、介護保険料の収納率は98・1%と対前年度比0・5ポイント低下しており、今後も制度の啓発を図るとともに、保険料の徴収に努められたい。

(特定環境保全公共下水道事業特別会計)
本会計の歳出決算規模は、二億二千六十六万(対前年度比9・9%減)となった。

本事業による水洗化率は、93・3%(対前年度比0・4ポイント増)と向上しており、当局の

水洗化への啓発の結果と評価する。今後には、今後も水洗化率の向上に努められたい。

また、使用料の収納率も99・5%、収入未済額二十四万円、分担金の収納率は、98・4%、収入未済額は、二十五万円に減少し、特に分担金の収入未済額は、前年度より三十五万円減少した。

これらのことは、当局の徴収努力の成果と評価する。今後とも未納額の減少に、一層の努力を望むものである。

(農業集落排水事業特別会計)
本事業については、全事業が完了しており、維持管理費及び公債費が主な支出となっている。

各地区の水洗化率は、大山・井高地区99・2%、夕田地区100・0%、加治田地区98・4%、大平賀地区94・5%と向上し、全体として97・5%(前年度96・9%)と向上してお

り、当局の水洗化への啓発の結果と評価する。

また、使用料の収納率は98・0%、滞納額十五万円の未納欠損後の収入未済額も五十万円(前年度七十五万円)に減少しており、これらのことは、当局の徴収努力の成果と評価する。今後とも未納額の減少のために、一層の努力を望むものである。

(三) 基金運用状況
年度中の財政調整基金については、一億四千二百四十四万円増額となり、総額九億六千八百九十七万円となっていることを確認した。

また、国民健康保険事業財政調整基金については、百九十一万円増額となり、総額四千八百七十七万円となっていることを確認した。

基金一覧表

23年度末現在、町の基金保管状況は、下表のとおりです。(単位：千円)

区 分	3月末現在高
1 財政調整基金	968,966
2 減債基金	65,314
3 地域福祉基金	132,600
4 高齢者福祉対策基金	21,246
5 生活環境整備基金	10,000
6 ふるさと農村活性化対策基金	7,000
7 教育施設整備基金	23
8 国民健康保険事業財政調整基金	48,170
9 国民健康保険高額医療費資金貸付基金	3,000
10 介護給付費準備基金	34,129
11 介護従事者処遇改善臨時特例基金	510
計	1,290,958

左記財政調整基金については、後年の財政運営のために適切な資金の確保に努められたい。

平成二十三年度 富加町水道事業会計決算審査意見書

水道事業においては、安全な水を安定的に供給することが重要な使命であり、特に近く発生すると言われている東南海沖地震等の非常時における、ライフラインの一層の強化を図る必要性に迫られている。

局が積極的に漏水防止に取り組まれた結果であり、今後とも漏水防止対策を強化し、更なる有収率の向上に努められたい。

平成二十三年度は、改正された水道事業基本計画に基づいて、国の補助事業等により事業着手され、順次老朽施設の更新及び老朽管の敷設替え(耐震管等)など、計画に沿って着実に整備されている。

滞納状況については、今期の不納欠損処理を行う対象者はいなかったが、表二(次ページ)のとおり滞納者数、滞納額ともに微増しているため、今後も法的措置を含んだ厳正な処置を執るなどして滞納の減少に努められたい。

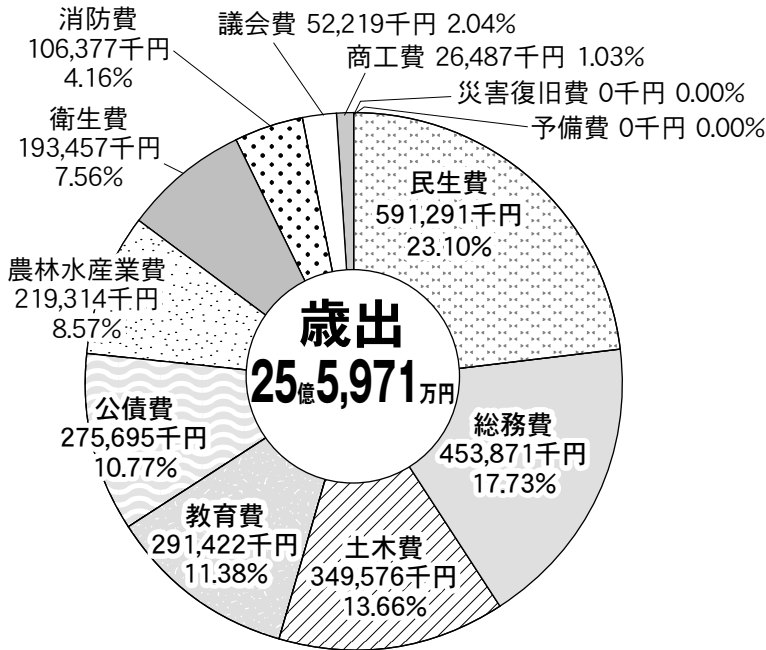
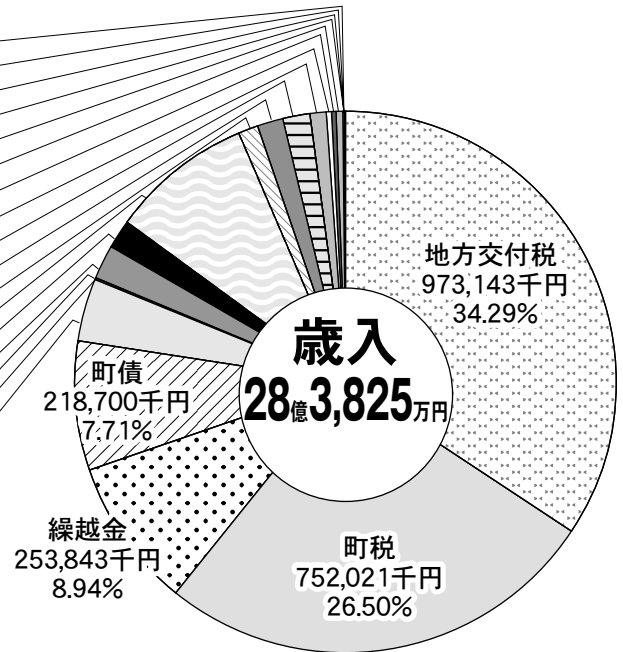
一方、その他の基金については、今後とも目的に沿った活用と安全な運用管理を望むものである。

また、本年度の有収率は、漏水調査及び修繕工事の実施により、表一(次ページ)のとおり対前年度比2・76ポイント上回っており、これは、当



平成23年度 一般会計決算認定

交通安全対策特別交付金	557千円	0.02%
株式等譲渡所得割交付金	268千円	0.01%
配当割交付金	1,221千円	0.04%
利子割交付金	2,544千円	0.09%
地方特例交付金	11,319千円	0.40%
自動車取得税交付金	7,581千円	0.27%
財産収入	8,673千円	0.31%
ゴルフ場利用税交付金	27,634千円	0.97%
諸収入	45,881千円	1.62%
分担金及び負担金	43,715千円	1.54%
地方譲与税	33,906千円	1.19%
国庫支出金	241,016千円	8.49%
地方消費税交付金	49,084千円	1.73%
使用料及び手数料	57,609千円	2.03%
寄付金	20千円	0.00%
繰入金	3,433千円	0.12%
県支出金	106,079千円	3.74%



水道決算意見書に関わる表

表1 年間有収率

(%)

年 度	19	20	21	22	23
有 収 率	93.25	91.13	88.60	89.57	92.33

表2 滞納明細

(万円)

年 度	19	20	21	22	23
滞 納 者 数	55	56	76	31	33
金 額	490	541	154	42	44

平成23年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算認定審議結果

議 案	議決の結果	表 決	議 案	議決の結果	表 決
一般会計歳入歳出決算認定	認 定	賛成多数	特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成	農業集落排水事業特別会計歳入歳出	認 定	全員賛成
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成	水道事業会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
介護保険特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成			

町政Q&A 一般質問 ここが聞きたい

第五回定例会の一般質問は、九月二十八日に五名の議員から、以上九件の質問が行われました。その質問の要旨と答弁は次の通りです。

Q 防災対策について

【大竹初也議員】

南海トラフ巨大地震による富加町の最大値震度は、六弱と内閣府が公表しました。東京都練馬区では、井戸の有効利用として防災井戸マップを作成しているとテレビで放映していました。富加町でも以前に井戸の有効利用として、調査されまし

たが十分に生かされていません。

一、手動式井戸ポンプの設置

二、屋敷内で外にある井戸（家屋外）で誰でも利用できる場所

三、設置費用、メンテナンスは自治体で行う

四、各自治会で数ヶ所選定

五、防災マップに公表等により井戸の有効活用を検討されるお考えはあるかお聞きします。

また、富加町では、以前より地震対策として町施設の耐震化工事が行われてきました。九月一日

には図上訓練、そして九月九日には、富加町総合防災訓練が震度六強の地震が発生したと想定して、滝田地区の皆さんを対象に訓練が行われ、大勢の皆さんが参加され防災に対する意識も向上したと思います。

今までに耐震化工事がおこなわれた施設は、震度六強に対応しますかお尋ねします。また耐震化工事の未実施の施設があれば、その施設名及び耐震化工事の予定等計画があるかお聞き致します。

A

【板津町長】

町では、平成十四年度

において井戸水調査を実施し、その後平成十九、二十年の二カ年にわたる調査を実施しました。

調査は、使用の状況、及び水質検査で、平成十九、二十年には町内の百七カ所のうち、六五カ所の町民の方の同意を得まして水質検査を実施しました。そのうち二五カ所が適合との結果を得ています。

検査から年数が経過していることから、再検査が必要と考えております。現在、設置場所、使用状況につきまして、台帳化し図面上に表示して管理しておりますが、防災マップへの表示については、防災マップの見直しの際に、所有者の了解を得たうえで表示を行いたいと考えております。

また、災害時における井戸水の利用は、災害の種類によっては飲用に適さない場合があると思いますが、洗濯や下水などの生活水に利用することは可能かと思えます。緊急時の利用にあたっては自主防災組織において、

対応頂けないかと考えております。

次に、耐震化工事を行った施設が震度六強に対応するかどうかの質問ですが、平成七年十二月二十五日付けの「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の告示により、震度六、七程度の規模の地震に対する基準値が定められ、i s 値を0・6以上としており、この場合は、倒壊又は崩壊する危険性が低いとなっております。

また、i s 値が0・3以上0・6未満では、倒壊又は崩壊する危険性があるとなっております。現在、耐震工事が完了している施設では、i s 値が0・6以上となるように工事を行っており、ご質問の震度六強では、倒壊又は崩壊する危険性が低いこととなります。

つぎに、耐震化工事が必要で未実施の施設については、庁舎一階の階段付近がi s 値0・57となっており、わずかに下回っており、危険性が一部あるようですが崩壊に

は至らないため、今後、庁舎施設の改修と合わせて検討して参りたいと考えております。

Q 希望もてる障がい者対策について

【坂井富美夫議員】

障がい者の雇用対策は、各企業において一定率（障がい者法定雇用率）以上の身体障がい者を雇用する義務が課せられており、民間企業は1・8%、特珠法人は2・1%、官公庁2・1%、厚生労働大臣の指名する教育委員会2・0%と事業所ごとに定められています。町役場の障がい者雇用状況はどのようになっていますか、また、公共施設のバリアフリー化や障がい者用のトイレは、他町村に比べて少ないように思われるが、どこの施設に設置しておられるかお尋ねします。

また、障がい者及びグラウンドゴルフ等（殆どが高齢者）で半布ヶ丘運動場を使用する方々は、既存トイレを使用するに



大竹 初也議員

は困難であるため、障がい者用のトイレの設置も含め、どのような対応をされていられるか合わせてお聞きしたい。

A

【土屋総務課長】

地方公共団体は、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、自ら率先垂範して障がい者を採用し、同法に基づく障がい者雇用率を達成・維持するとともに、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るために、必要な施策を総合的かつ効果的に推進し、多くの障がい者を雇用することが求められているところであります。

ご指摘のように、地方公共団体は2・1%の障がい者雇用率が義務づけられております。市町村等の機関の職員として、職員数が四八人以上の機関が対象となる機関で、当町の場合は、町長部局の職員総数が臨時職員等を含めて五八・五人となり、これに対し現在雇用している障がい者数は一

名で、その職員は重度身体障がい者であるため、計算上は二名として扱うため、障がい者雇用率は3・42%となり、基準を満たしております。

また、教育委員会事務局は、職員の総数三八名であり、四八人以上とならないので障がい者雇用の対象外の機関となりません。

次に、公共施設の身障者トイレの設置状況についてお答えします。

設置が完了している施設は、庁舎一階、保健センター、デイサービスセンター、ふれあいサロン、どうだん、児童センター、タウンホールとみか、南公民館、海洋センター、となっております。

半布ヶ丘公園グラウンドのトイレについては、海洋センター、テニスコート北側、キャンプ場西側の三ヶ所があり、海洋センター内に身障者トイレが設置してありますので、これを利用していただきたいと考えております。

グラウンド内の設置については、多くの費用が必

要であり、利用状況等を含め、今後の課題とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

Q 独居家庭等への支援について

【坂井富美夫議員】

障がい者家庭、高齢者家庭及び独身家庭の戸数及びその家庭への巡回訪問等の支援対策についてお聞きしたい。

A

【足立福祉保健課長】

最初に、障がい者家庭、高齢者家庭並びに独居家庭の戸数については、現在

把握している、身体・精神（重度）などの障がい者家庭が約百九十戸、六五歳以上の高齢者家庭は、百五十戸程、六五歳以上の独居家庭は、六八戸となっております。

また、巡回訪問などの支援対策は、障がい者の家庭については、職員による定期的な巡回訪問は行っておりませんが、障害サービスを利用しみる方については、訪問介護や訪問看護により状況を把握し、また、障がい者本人や家族からの相談等があれば、役場で対応したり又は自宅へ出向いて行きます。

なお、中でも重度の方

については、施設への入所やショートステイ・日中一次支援などを利用しており、その都度施設担当者と連携して支援を行っております。

高齢者への支援活動は、主に地域包括支援センターが行っており、高齢者家庭の状況により、一ヶ月毎や三ヶ月毎に一度の訪問を行っています。

また、民生委員さん等の情報により必要と認められた場合は、随時訪問を行い、『体調の変化や生活で困っている事など』、相談支援と必要なサービス提供へとつなげています。その他としましては、老人クラブの友愛訪問や食生活改善協会による独居家庭への給食サービスも委託して行っております。

独居家庭については、確認が必要と思われる方へは二カ月に一度訪問しておりますが、中でも認知を有る方については、一カ月に一度訪問し、生活状況の把握に努めておりますので、よろしくお願ひします。

Q 道の駅地代家賃未収について

【井戸 亨議員】

平成二十二年度俵半布里の収支決算書には、町への施設使用料として百十八万七千円が支払われています。しかし二十三年度の決算報告にはこれが支払われておりません。

二十二年度の決算報告には計上されていましたが、なぜか二十三年度にはこの項目が消えておりました。これを過日役場担当課に質したところ、項目が消えたことについて言及せず、ただ単に「利益が今回上がらなかったことから支払われませんでした」との答えが返ってきたわけでは

確かに町と俵半布里が交わした協定書には、特別な事情がある場合これを支払わなくてよい旨が記載されております。しかし利益が上がらないのが特別な事情にあたるのかは理解に苦しみます。特別な事情に「利益が上がらなかった」が入るので



坂井 富美夫議員



井戸 亨議員

かを町長のお考えをお聞きします。これは前町長の決済事項でありますから六月からの板津町長としては、前任者のやられたことですから責任はございません。しかしこの措置のお考えをお聞きします。

前町長は愛菜会の方たちの努力により、売り上げが前年一千五百五十万から二千円へと増え、順調に推移していると説明されておりました。しかしリスクのない委託販売である農産物販売は、愛菜会の皆様の協力で出品者と出品種類が増え、前期より30%の売り上げが増えているにも関わ

らず、当期純損失百四十七千円で終わったわけですから、

本来ならばこれに地代家賃を含めなければならず、二百三十三万四千円が当期純損失いわゆる赤字であると考えます。そして前期の繰越損失を加えますと報告通りですと七百二十二万八千円、これに地代家賃を加算すれば、これが八百四十一万五千円となります。

榎半布里の資本金が八百万円と聞いていますから債務超過に陥ったこととなりません。一般の会社であれば債務超過の会社には銀行は新たな融資はしなくなるばかりか、現

在の融資も引き揚げにかかるとは思いますが、ここで板津町長にお尋ねいたします。

前任者が決済されたように公益性の高い「道の駅」地域振興施設の安定と持続性のある経営方策で努力されているから、地代家賃を支払ってもらわなくてもよかつたのかをお聞きします。

一般に道の駅は多くの顔を持っていきます。ドライバーの休憩施設、観光情報の発信基地、地域振興への寄与、地域住民交流の場、特産品の広報宣伝販売がそれです。地域連携のあり方に腐心し、公的役割に対する限界を感じつつも赤字を出さない経営をしなければなりません。「収支を考えず施設の管理運営はしてはならない」という記事も

「道の駅」の現状認識をどのように考えておられるのか、また今後指定管理者をどのように指導されるのかをお聞きします。蛇足ではありますが、指導とは指定管理料を増や

すというものではございませんのでよろしくご答弁ください。

A
【板津町長】

議員は地代家賃の未収という内容でご質問の通告を頂きましたが、そもそも指定管理者との協定に地代家賃はございません。ですから未収そのものもございません。どうか誤解を生むような表題は訂正いただきたく様あらためてお願い申し上げます。

道の駅指定管理者とは、施設を適正かつ円滑に管理するために施設の維持管理、利用の許可、及び施設利用に係る料金徴収に関する業務など、施設の管理に必要な事項について五年間の基本協定を締結しております。また、各年度における業務の実

施量に基づき、指定管理料を支払うことを年度協定書として定めております。議員のご質問から地域振興施設の使用料を地代家賃とお考えのようですので、施設使用料につき

まして答弁させていただきます。平成二十三年度の施設使用料は、平成二十三年度分年度協定書に基づき、指定管理者より施設使用料免除申請書の提出があり、審査の結果、今後の管理運営に支障を来すと認め、免除と判断されたようです。

議員がお尋ねの特別な事情の中に「利益が上がらなかつた」ことが特別な事情となるのかどうかでありますが、私もつい先日まで議員として、また半布里愛菜会役員として、指定管理者の日頃の活動状況を見ており、大変努力、健闘をされておりますことは承知しております。そうした上で今の経営状況は大変厳しいと考えており、今回の判断は適正であつたかと思

います。町は、基本協定書のなかで、随時に立ち入りし、実施状況の調査、報告若しくは資料の提出を求めることができるとされ、指定管理者としての条件が満たされない場合は、業務の改善を勧告できる

こととなっております。町へは、月ごとに業務の実施状況の報告を受けており、その状況は承知しておるところです。

そういった中、経営改善策の一つともなる現在増築中の野菜販売施設が完成し、多くの品目が取り扱えるようになると、来客数の増加が期待できるのではないかと思います。

今後におきましては、施設使用料も含め、年度協定のあり方、指定管理料のあり方について、よく検討し、また指定管理者には経営の改善に向けて、努力して頂くようお願いしてまいりたいと考えております。

指定管理者の経営努力はもろろんのことではありますが、議員各位をはじめ、町民の皆様にも多数ご利用頂くことで、経営状況も赤字という不健全な状況から脱却し、益々好転することと思っております。是非ともご利用頂くことをお願いし、答弁とさせていただきます。

Q 道の駅増築負債 会社倒産について

【井戸 亨議員】

私は三月議会において一千万円の道の駅増築予算に反対しました。しかしこれは賛成多数で可決されました。そしてこの工事は五月に入札が行われ六月に工事が着工されました。

それがなんと一か月後に基礎工事が済んだだけの七月に、請負会社が倒産してしまいました。八月に再度残りの工事部分の入札が行われ、当初八月リニューアルオープンが予定が十月完成となり計画がずれました。工事金額については保証会社との契約がされていまして、金額的に実害はありませんでした。しかしいちばん繁盛するお盆に工事箇所がフェンスで囲われ利用者は不審に思ったことでしょうか。このことにつき町民の皆様は説明責任があるかと思いますが、これにはどのよ

うにお考えかお聞きします。

A

【板津町長】

今回の道の駅地域振興施設増築工事にかかる請負事業者との契約解除につきましても、工事の再発注のための予算を今議会一般会計補正予算（第三号）として上程いたしましたところですが、業績不振による工事不能については、まったく予想をしておらず、まして富加町が発注した工事がこうしたこととなったこと自体が初めてのことでありました。幸いなことに契約保証がなされており、財政的な実害はありませんでしたが、工事の出来高確認、再設計、再発注と実質工事期間が二ヶ月延長となり、町民の皆様には大変ご迷惑とご心配をお掛けしました。

さて、町民の皆様への説明でございますが、請負業者の経営不振により工事の続行がむずかしいという情報が入りました

時には、議長にはいち早くお知らせをし、経過報告もさせて頂き、総務産建委員会においてご説明させて頂いたいただきました。

また、農業委員会や各種会合の席にて、機会あるごとにお話をさせて頂いておいております。

そして、広報「とみか」十月号におきまして、簡単ではございますが、工事の完成が遅れましたことに対し、経過を掲載させて頂いたたく予定でおります。

Q 副町長・教育長について

【井戸 亨議員】

板津町長は役場組織の見直しを公約の第二に掲げられました。そのことについて伺います。

現在の副町長・教育長である特別職の方々の任命権者は前任の町長であります。そして六月より新町長が行政のトップとして執行されておりますが、任命権者が代わりますと進退伺を提出されるのが

常であります。

そこで新町長は、再任または新しい人を任命し、町政を担っていくものと考えおります。現在の人事は再任という認識でよろしいのですか。それならば議会に同意を求めることが必要と考えますがいかがでしょうか。

A

【板津町長】

ご存じのように、副町長については、地方自治法の規定により首長が議会の同意を得てこれを選任（百六十二条）するものであり、任期が四年（百六十三条）と定められています。ただし、首長は任期中においてもこれを解職することができると定められております。

町長として初当選させて頂いたとき、町政の運営に第一歩を踏み出したところであり、坂井町政を引き継ぎながら改革を進めて参りたいと考えているところですが、それには、行政経験豊かな高垣君に、任期中は職を全うし

ていただき、私の右腕として協力をお願いして行くことが、私にとってスムーズに町政の第一歩が踏み出せると考え、副町長の職を引き続きお願いをしております。

議員が言われる議会同意については、副町長が就任の際に議会の同意がなされていることやその任期中であるため、議会の同意が必要とは考えておりません。私のマニフエストには、役場組織の見直しを掲げておりますが、その中で農業委員会の組織変更について就任早々に取り組み、民間出身者に会長職を引き受けたいところですが、

役場内部については、本年四月に大きな人事異動があり就任早々の組織の見直しは、職場の混乱を招く恐れが大いにあると考え、来年三月までの状況を把握して、四月に板津町政としての組織改革を行って参りたいと考えております。

また、教育長については、「地方教育行政の組

織及び運営に関する法律」の規定（十六条）により、

当該自治体の首長が議会の同意を得て任命した教育委員（委員長を除く）のうちから、教育委員会によって選任されてい

ます。任期は教育委員としての任期四年をもって教育長の任期となっており、山田教育長も同様に、任期まで職を全うしていただいたところであり、いずれも私が議員中に任命同意をしていますし、引き続き職務に専念していただいた次第であります。

なお、教育委員については、今議会において提案説明させて頂いたまま残っており、山田君の再任をお願いしたところがあります。どうかよろしくお願い致します。



Q 教育長の任命

【井戸 亨議員】

今回の議会に教育委員の任命案件が上程されており。新たに任命される方を含めその中から教育長が決められます。でありますからこれは教育長を任命する案件と云ってよいでしょう。

今まで富加町の教育長は、この制度ができて以来すべて一貫し富加町役場出身の行政職から任命されています。県下の地方自治体の教育長の出身を全て知っているわけではございません。しかし教育職出身の教育長が多数を占めているのが現状です。

教育長の仕事は子供たちのために学校の指針を定め、その方向でそれに見合った先生を迎えてくるのが一番の仕事であると考えます。

そして今問題になってくるいじめ問題に関しま

すと、教育現場を熟知し文部科学省・県教委の指導を富加町の現状に照らして、教育委員会・学校・保護者・地域が一緒にな

って解決していかなければならぬと考えます。即応という点も含め、始めから従来通り教育長は役場職員ありきではなく、広く門戸を広げ町内外を問わず人材を求め。これが肝要であると考えます。

富加町の子どものためにだれが・どんな人がなられたらよいのか。主体は子供たちであります。力の携わった先生を迎え、将来の富加町をしようとして立つ子どもを育てるのが教育長の仕事です。保護者の方々、地域の住民は等しく「確かな学力」を持つた子どもを育成してもらいたいのです。だから限定してもらいたくないのです。町長のお考えをお聞きます。

A 【板津町長】

教育長の任務は、教育委員会規則で定める事務の一部を、教育委員会から委任を受けて行うことになっていきます。

富加町における具体的な教育長の任務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており。まず学校教育関連事務及び関連施設の管理、青少年教育、文化財保護などの事務のほか、富加町教育委員会の教育長に対する補助執行に関する規則では、都市公園管理、保育園をはじめとする子育て支援関連事業なども含まれております。

したがって、これらの事務を執行していくためには、行政経験がある方も富加町に於いては教育委員として必要であると考えております。また、現在の教育委員さんの中には教育現場を熟知された校長経験者が二名おられ、的確なご意見をいただいていると聞いております。教育委員として幅広い識見を持つ

た行政経験者に入ってもらうことで、富加町の教育行政上の課題に対処できると思っていますので、ご理解をお願いいたします。

Q 通学道路の安全確保について

【河合英明議員】

今、日本は少子化対策に躍起になっていきます。次の日本を担う子供たちが少ないことは、日本の未来に影を落としかねません。これは富加町においても同様です。

近年、通学途中の児童の列に車が突っ込む悲惨な重大事故が多く発生しています。運転手の不注意や無謀運転により、大切な未来ある子供たちが犠牲になっていきます。事故は子供たち自身で守れることもありますが、殆どの事故は防ぎようのないものと思われれます。これは通学道路の環境整備が最大の課題であり、国、自治体の責任であります。

富加町においては、通学道路の環境整備は相当進んでいると思えますが、まだまだ危険な箇所があります。小学校に通う児童たちの安全は、父兄や見守り隊の人たちに引率され、横断個所では先生やPTAの皆さん、また、民生委員、交通安全地区委員や農作業の人たちなど多くの方に見守られ、確保されています。

富加小学校通学道路において交通車両が多い道路の横断は六箇所及びありますが、特に次の四件について質問いたします。

の交通量が非常に多く、また、県道関金山線の狭い路肩を十五mほど歩き大山橋側へ横断しています。こんな危険な路肩を歩き横断することは、児童はもとより指導員も本場に危険です。

道路の拡幅や信号機の設置等何らかの対策が必要と思われれますが、町は県に対してどのように働きかけをしますか。

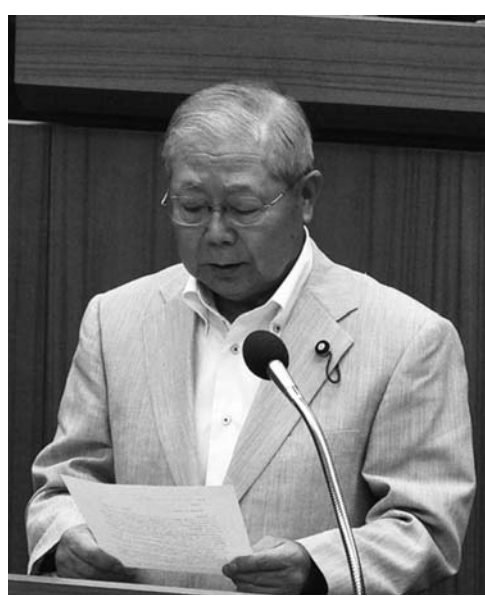
道路の拡幅や信号機の設置等何らかの対策が必要と思われれますが、町は県に対してどのように働きかけをしますか。

(一) 太平賀の老梅、長峰町屋地区の児童は、朝

(二) 国道418号より南側の下羽生地区の児童は、信号で国道を渡り、

米寿庵西の町道(滝田八反田線)を歩きます

米寿庵西の町道(滝田八反田線)を歩きます



河合 英明議員



が、この道路は国道から北へ二十mほど歩道がなく、路肩がカラー塗装されています。歩道設置のために、町は地権者に何回となく交渉したと聞きます。道路は狭く、また、カラー塗装部分に車が駐留していることもあり、住民からの苦情もあります。

安全のために早期に歩道設置が必要と思いますが、現在、地権者との話し合いはどのようになっていますか、安全に対してどのような考えをお持ちかお尋ねします。

(三) 大平賀本郷地区の児童は、津保川大橋を渡り農田道路を東に歩き、途中で横断して農道を歩いています。

農田道路の歩道整備は完了していますが、県道大平賀加停車場線との交差点の一部が未整備であり何時完了するのですか。また、完了後に本郷の児童は、この信号を渡る方が安全と思いますが町の思いをお聞かせ下さい。

(四) 富加小学校通学道路全体を見たとき、町はどのように評価していますか。

【川崎建設課長】

はじめに一般県道大平賀加停車場線に架かる大山橋西詰め部分の、主要地方道関金山線交差点部分の道路拡幅等についての、岐阜県への働きかけにつきましては、可茂土木事務所と町で開催しております行政懇談会に

おいて、児童等歩行者の安全確保と通勤ラッシュ時の交通混雑解消のため、信号機が設置できる交差点改良として、十数年間に渡り継続して要望を行って参りました。

本年度は五月に開催しておりますが、その折りの可茂土木事務所との回答では、本年度新規採択により必要な用地取得、信号機設置のための公安委員会協議及び、進捗状況によっては一部区間の工事に着手することとあります。

次に町道滝田八反田線の富加小学校南の交差点北側の、歩道未設置部分の地権者との話し合いについてのお尋ねですが、滝田八反田線の歩道設置工事につきましては、現行の名称で社会資本整備総合交付金により、交通安全対策事業として、平成十六年度から平成二十二年までを事業期間として、完成に向けて進めて参りました。この間、当該地権者の方とは精力

的かつ誠意をもって用地の交渉を行って参りましたが、どうしてもご了解が得られなかった結果で、議員ご発言の状況となっております。

今後の施工につきましては町単独事業となりませんが、今後も地権者の意向を確認し、適時の用地交渉に努めながら、取得の見通しが明らかな状況になりましたら、未設置部分の整備完了により、一層の安全の確保を図りたいと考えております。

次に、いわゆる農免道路と一般県道大平賀加停車場の、津保川大橋東交差点の改良の時期のお尋ねですが、可茂土木事務所の計画によりまして、本年度発注された県単地方特定道路整備事業により、交差点改良を行う予定となっております。併せて町道側につきましても、県工事と調整しながら本年度において、交差点前後の取り付けを行います。

区の児童の皆さんの通学路の変更など、安全への思いについてのお尋ねですが、児童の通学に、歩道が整備された経路や信号交差点を利用することで、より安全が確保されることは当然予想されますが、一方で通学路の経路につきましては、学校や保護者の皆様のご意向で選択されている現状ではないかと思っております。

変更についてはそのような点についても考慮されなければならぬと考えます。

最後に、富加小学校通学路全体をどのように評価しているかとお尋ねですが、通学路の危険箇所は小学校で日常的に点検、把握しており、去る八月七日には小学校の生徒指導の先生、建設課職員、加茂警察署、教育課職員で点検を行い、対策方法を協議したところで

す。箇所数としては、町が管理する箇所が七カ所、県が管理する道路が七カ

所で、合計十四カ所ありました。その中で、町で実施できる部分については今回の補正予算で対応しておりますし、県が管理する道路についても、先にお答えしました関・金山線の大山橋西詰め部分を含め、順次対策を行っていただく予定です。

また、対応できない箇所については、学校から保護者、児童に引き続き注意喚起するなど、事故の防止に努めております。

ご質問にもありますように、運転手の不注意や無謀運転は子どもたちには防ぎようのないことです。町の交通安全協会や



見守り隊の皆様には、日頃から子どもたちの安全な通学のためご尽力をいた

ただいており、感謝しているところでございます。しかし、自動車と歩行者が共存している以上、全ての通学路が100%安全とは言い切れませんが、定期的な点検をし、より一層通学路の安全確保に努めて参ります。

今後とも通学路の安全確保につきましては、引き続き現地の状況に応じて、出来る限りの対策を行っていきたくと考えますので、議員の皆様におかれましては、お気づきの点がございましたら、ご連絡やご指導をお願いしたく存じます。

Q 防災体制について

【板津敏彦議員】

先日実施された防災訓練の内容が、東海、東南海地震を本場に想定されて実施したのか。

A

【土屋総務課長】

九月九日に行いました富加町総合防災訓練は、役場庁舎での災害対策本部訓練の他、滝田地区の町民を対象に、小学校で避難所開設訓練や住民参加型防災訓練を実施し、約百三十名の方にご参加いただきました。また、本訓練の運営に町の災害救援ボランティアや赤十字奉仕団、消防団等の各関係団体の皆様にもご協力をいただき、その方たちも含めると二百名以上の方が参加していただいております。

昨年度は土砂災害を想定して避難誘導を主体に訓練を実施しましたが、今回の訓練では、東海・東南海・南海の海溝型三連動による震度六強の地震が発生し、町内の至るところで災害が発生するところと想定していることから、集まって避難誘導することとは困難と考え、住民の皆さんが直接避難所に集

合していただき、「自助」

「共助」に重点をおいた防災訓練と、関係機関相互の協力体制の強化、防災意識の高揚を図ることを目的に実施したところ

です。役場庁舎で行いました災害対策本部訓練では、電話や無線機からの被害

報告に対して、職員や警察、消防関係者で被害対応の訓練を実施し、災害対策本部が有効に機能するために、ディーゼル発電機の取扱いと給油訓練も合わせて実施したところ

です。また、昨年五月に締結しました「災害時の情報交換に関する協定」を基に、国土交通省岐阜国道事務所職員による活動事例の紹介や人工衛星通信機器の展示を行って頂き、関係機関との協力体制の強化を図ることができました。

小学校での訓練では初めて避難所開設訓練を行い、避難所運営マニュアルに沿って、開設前の施設の安全点検や避難者受

付など、職員による訓練を実施することができました。また、炊き出し訓練や応急手当訓練・災害伝言板説明会等に町民皆様が体験・受講していただき、自助・共助を高めることもできたかと思

います。八月末に内閣府において南海トラフの巨大地震による被害想定が発表され、富加町は最大で六弱の震度予測が発表されました。もし震度六弱の地震が発生した場合、被害が甚大と予想されますが、被害を最小限に抑えるためにも、訓練を通して関係機関相互の協力体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることが重要だと考えます。

今後は、板津議員のご指摘も含めまして、今回行った訓練の成果や反省も踏まえた上で、より良く行動出来るよう避難所運営マニュアルの見直しを行うとともに、更なる防災体制の構築や危機管理

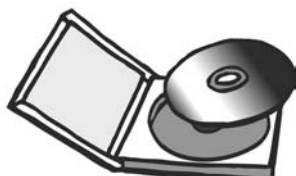
体制の強化充実に努め

てまいりますので、議員の皆様は災害時の応援とご協力をお願いし答弁とさせていただきます。

議会収録映像の貸出について

開かれた議会をめざして

町議会では、九月の定例議会から本会議の様子をビデオに収録しております。収録したDVDは町民の方々に貸出しますので、貸出しをご希望される方は、議会事務局に備え付けの申請書に記入のうえ提出して下さい。



板津 敏彦議員



総務産業建設常任委員会視察研修報告

委員長 井戸 亨

日時 平成二十四年七月二十四日～二十五日

視察先 三重県桑名市桑名

役所役所

愛知県碧南火力発電

電所・武豊発電

所(中部電力)

桑名市は平成一六年十二月に桑名市、多度町及び長島町が合併し、人口十四万人・面積一三六km²となり現在の『桑名市』が誕生した。議員定数は三十四人から三十名に削減されている。

議会改革の取り組み

一、本会議のインターネット

ト録画中継導入の経緯について

二、録画ビデオ貸出しの経緯について

有権者によって直接選ばれた議員で構成する議会の会議の公開は、民主主義を實踐する政治にとって基本要素である。

桑名市議会においては、議会公開のもと、本会議はケーブルテレビで生放送されています。この放映を見

れなかつた人のため、本会議終了の二週間後に録画ビデオの貸出しを行っている。

これに加え本会議の録画映像をインターネット上に掲載されている。これにより議事録として文字での閲覧だけでなく議場の雰囲気も見ることが出来る。

三、議会報告会の現状について

開かれた議会を目指し、市政の課題について、市民と議員が自由に情報や意見を交換する趣旨で行われ、この報告会は市内四会場と同時に開催されている。これは議員個々の見解を述べるものではなく、議会において決定した事項を市民に報告する会であり、それに対しての意見をあくまでも聞く会である。

四、一般質問の一回一答方式について

桑名市議会においては、代表質疑・議案質疑・一般質問を行う場合は、併用方式(一括質問一括答弁で行い二回目以降一回一答方式、一回一答方式(質問は全て

一回一答方式)のいずれかの方式を選択し発言通告時に自己申告する。

視察を終え議会の公開を改めて考えた場合、例えば簡単に安くライブ中継できる動画配信サイト(ユーストリームまたはニコニコ動画)を使った場合、議会の様子を実況中継風にコメントを書き込むこともでき、その可否があれこれ問題視されることもある。

これらの問題をクリアして実行するべきで、新メディアの特徴は、たった一人であっても情報の発信者となることができる点だ。しかしもう一度言うが議会の会議の公開は、地方政治にとっても基本要素であることに変わりない。

中部電力碧南火力発電所・武豊火力発電所・太陽光発電所の視察

昨年の委員会視察は中部電力浜岡原子力発電所の視察を実施し、そして議会全体の視察は、東日本大震災の復興が進んでいなかった

気仙沼市へと向かい、富加町の防災対策に役立てるためにまず被災地の視察を行ったのが去年であった。

今年には化石燃料を使った火力発電所と再生可能エネルギー発電所を視察した。

水資源にめぐまれたわが国では、かつて発電の主力は水力発電でした。しかし水力発電の適地が少なくなつたことや、大規模・高効率の火力発電ができるようになり、そして現在原発が止まっていることから、中部電力発電量の七割が火力発電であるようだ。

二度の石油ショックは、生産量や価格の不安定な石油に依存していたことを浮きぼりにした。そこで脱石油で原子力・LNG火力・石炭火力へとエネルギー源は多様化へとなった。

化石燃料といつても石炭・石油・液化天然ガスがありこれらを燃やし超高压・高温の蒸気で、タービンを回転させ電気を起こしている。

碧南火力発電所は石炭火力発電で五号機まであり、石炭火力としては国内最大、世界でも最大級の出力をもつた火力発電所である。

つぎに視察した武豊発電所は、重油・原油を燃焼させて発電する火力発電と、太陽の光を直接電気に変える太陽光電池を利用した発電の二つの異なつた発電方法を持つた発電所である。

武豊火力は朝起動し、昼間の需要ピークに運転する役割を担っている。また太陽光発電のメガソーラ武豊は、メガソーラ飯田に続き中電二番目の事業用太陽光発電所である。2014年には三番目の事業用発電所メガソーラ清水の開発が進められ、あわせて二万kWのメガソーラ発電を目指している。

地球環境を維持し、環境保全・太陽の光という枯渇することの無い国産エネルギーを利用する方法であり、発電時にCO₂を出さないというメリットのある太陽光発電ではあるが、夜間には発電できないことや発電出力が日射量に影響され変動しやすく、設置するには広大な面積が必要となるデメリットがある。

先に視察した碧南火力が出力410万kWに比べ、武豊火力は112万kWの発電力量であり、メガソーラ武豊は一年間で730万kW、

碧南火力は二時間で820万kWである。ちなみに浜岡原発五号機一機六時間と、碧南火力五号機一機八時間メガソーラ武豊一年間が概ね同じということである。中電では、比較的安価な石炭火力をベースに、電力需要の変動への対応が容易な石油火力や揚水式水力をピーク時の供給力として活用する「電力のベストミックス」に取り組んでいるようだ。

電気を使用する側として、今後超小規模発電を考えていく上でも有意義な視察であった。



文教厚生常任委員会視察研修報告

委員長 河合英明

日時 平成二十四年七月二十六日～二十七日
視察先 長野県上伊那郡辰野町両小野小学校

岐阜県加茂郡白川町

辰野町は伊那盆地の最北端に位置し、面積は一六九で山林・原野が一二二と七十%強を占めています。人口は約二万一千人で減少傾向にあります。

学校と地域の連携、関わり方について

辰野町には小学校が五校、中学校が一校有り、今回訪れたのは辰野町塩尻市小学校組合立両小野小学校で、児童数は一五三名です。

辰野町では以前から学校支援として、登下校の安全や生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等の支援がありました。平成二十年七月に教育委員会事務局内に辰野町学

校支援地域本部を設置し、「辰野町学校支援地域本部事業」(文部科学省委託)を立ち上げて、学校支援の流れを太くすることに努められました。しかし、当初は先生の抵抗が大き

く、事務局では研修会を開催するなどして、地域や学校教職員に理解を得るため、様々な機会をとらえて啓発を行い、さらに平成二十一年～二十二年は年度事業の狙いを定め活動されました。

学校支援が地域と学校の交流を盛んにし、地域の活性化を図る一つの手段になることを願って、学校に学校支援員との打ち合わせができ、地域の方が親しく集える部屋が設けられました。この部屋は学校の玄関から誰もが自由に入りができるもので(但し、監視カメラ有り)、部屋への廊下には多くの支援者の顔写真が掲示されていました。

文部科学省の委託事業は三年間で完了し、その

優秀な成果により文部科学大臣表彰を受賞されました。平成二十三年度からは、町単独事業として「辰野町学校支援ボランティア事業」に取り組み、子供たちには、安全で豊かな学びを実現し、地域には、やりがい、張り合い、生きがいなどを実感し、地域の活性化につながるように、双方向の事業を目指してみえます。

この事業は、事務局と「辰野町学校交流支援事業実行委員会」、「辰野町地域教育協議会」、「学区地域教育協議会」の三者が連携して推進しておられ、「辰野町地域教育協議会」のコーディネートは、学校の要望を事務局が受けて、支援員の発掘、要請をしています。

事務局は支援員の登録、学校への紹介、ボランティア保険の加入手続きなどのほか調査、研究、研修、事業推進に関わることを担当し、学校支援、た

よよりも発行しており、活

動の核になっていきます。

平成二十三年度の両小野小学校の支援の取り組み状況を見てみると、学習支援活動(サタデースクール、キャリア教育、地域探検、大豆の育成から豆腐づくり、その他)、環境整備(構内清掃、河川環境、山の手入れ学習等)、学校行事(遠足、社会見学に随行等)の分野の事業数九九件に対して、活動された延べ人数は男二三五人(登録者三人)、女二三五人(登録者四十人)あり、その他に登下校安全指導として男二十人、女六人の方が活動してみえます。

また、辰野町小学校の五校では、支援者の登録は四百人を超えていて、全ての支援者に保険が掛けられています。また支援活動は授業時間、早朝、昼の休憩、放課後に及んでいます。

以上のように、辰野町では学校と地域の連携には目を見張るものがあります。

富加小学校でも様々な支援がされており、地域との交流が行われていま

すが、より開かれた、地域に愛される学校にするために、いろいろな形で地域の力を活かす方法ができればよいと思います。

白川町の面積は二二七で山林が八七%を占めており、人口は約九千二百人で、東濃ひのきや白川茶で知られています。

高齢化社会での介護予防事業の取り組みについて

高齢者人口が益々増大する中で、介護保険料も高く推移していくと思われます。富加町の第五期(平成二十四年～二十六年)の介護保険料は、介護給付準備基金から繰り入れたことにより、県下の平均にあります。第六期以降の上昇は認めません。保険料を抑えるにはどのように対処したらよいか、白川町の介護予防事業、健康増進事業への取り組みについて研修して参りました。

数は六八九人であり、前年度より四二人増加しており、特徴としては、要介護、要支援別の構成割合は、要介護一及び要支援一、二での比率では全国、県平均より高い。これはつまり、軽度者の構成割合が高く、比較的重度者は低くなっています。

この要因は五地区(白川、白川北、蘇原、黒川、佐見)にデイサービスセンターが整備され、各種の在宅サービスが充実している、介護認定者のうち、後期高齢者の占める割合が高いからと思われる。また、要介護・要支援認定者の六割が前回の



議会の動き

認定審査から状態を維持し、あるいは改善しており、悪化した人が少ない。白川町は町民の健康維持増進のため、各機関の代表と地区住民代表による「白川町健康づくり推進協議会」で事業計画を策定し、当町の福祉センター（さわやか白楽園）には福祉センター棟、デイサービス棟等がありサービスが充実しています。地域包括支援センターでは次項を目標に活動しています。

(一) 訪問活動をより強化する。

(二) 高齢者に関わる町内の各団体との連携を強化する。

また、ふれあいいきいきサロンは四四か所あり、それぞれ特徴のある活動を自主的に行っています。もちろん、社会福祉協議会の支援、協力もあり、各サロンの活動をまとめた冊子も作成されています。このサロンは富加町での運営とは違いがあり、自分たちで計画、実行することは素晴らしいことだと思います。

そして、健康の現状維持や転倒予防には、足腰をきたえることが大事であることから、白川病院に六種類のマシーンが設置され利用されています。介護保険料は、地域におかれた介護施設等の多い少ないなどの環境によって異なってくると思いますが、保険料を抑制するには、特に次の点が重要になると思われまます。

(一) 在宅サービスの充実

(二) 軽度の認定者に対するデイサービス等でのリハビリの充実。

(三) 高齢者に対する心と身体をケアする各種の講座、学習、軽スポーツ及び団らん等の場を設けて継続的に活動する。

(四) 催しへの募集は文書等によるチラシだけでなく、担当者の直接的な働きかけや高齢者同士の誘い合いが大切。

高齢化社会での介護保険は予防が最大の課題になると思われるので、皆が楽しく、気楽に参加できる取組やサービスの提供が必要であります。

【七月】

22日 加茂郡西部地区福祉総代会総会

24日 総務産業建設常任委員会視察研修

25日 愛知県碧南市

26日 国道418号整備促進期成同盟会総会

26日 文教厚生常任委員会視察研修（長野県辰野町・岐阜県白川町）

27日 関金山線整備促進期成同盟会総会

29日 中濃地区剣道大会

30日 定住自立圏地域分析の作成研修

31日 可茂広域一部事務組合議会臨時会

【八月】

5日 みんなのラジオ体操会

7日 県国民健康保険運営協議会会長連絡協議会

8日 国体炬火リレー

【九月】

1日 自主防災組織リーダー研修会

5日 富加町交通安全対策協議会

6日 文教厚生常任委員会

9日 町総合防災訓練

14日 議会運営委員会

15日 双葉中学校体育祭

17日 富加町敬老会

19日 第五回富加町議会定例会（初日）

20日 議会全員協議会

22日 富加小学校運動会

24日 文教厚生常任委員会

25日 総務産業建設常任委員会

28日 第五回富加町議会

【十月】

1日 美濃加茂市・富加町議会意見交換会

7日 富加町民運動会

9日 ぎふ清流国体閉会式

11日 富加・坂祝町議会議員交流会

13日 とみか保育園運動会

15日 全国障がい者スポーツ大会開会式

19日 岐阜県町村議会議長副議長会定期総会

20日 富加町交通安全大会

編集後記

九月定例会は、常任委員会、全員協議会を含め、十日間の日程で開催されました。

定例会では、平成二十三年度一般会計・特別会計歳入歳出決算認定及び平成二十四年度一般会計・特別会計補正予算などの議案が上程され、慎重審議の上、原案通り承認されました。

板津町長は、給料の30%を減額され、町政に対し真剣に取組んでおられ、

公約を忘れず、住民の為により良い富加町を築いておられます。

議員は住民の代弁者であり、執行部が行う事業が適正に行われ、税金が無駄に使われないよう今後とも審議を重ね、皆さまのご期待に答えられるよう努力して参りますので、多くのご意見、ご要望をお知らせ下さい。

(文責 坂井富美夫)

■議会広報編集委員会
委員 福田 定道
委員 坂井 富美夫